

国府台公園（スポーツセンター）

再整備基本計画（案）

1. はじめに	1
・国府台地区及び国府台公園の変遷	
・国府台公園の概況	
2. 課題と計画策定の背景	3
3. 本計画の位置づけ	3
4. 計画の視点・方針	3
5. 現況図 写真	4
6. ゾーニング	5
7. 再整備基本計画（案）	6

平成 30 年 8 月

市川市

1. はじめに

国府台公園（スポーツセンター）は、下総台地の南西端にあたる国府台地区に位置し、下総国府の名残を有する約 7.3ha の運動公園（昭和 31 年都市計画決定）であり、本市スポーツ施策の中心となる場所である。

屋外施設としては、観客席のある陸上競技場と野球場、屋内施設としては、大小の体育館、柔剣道場、トレーニングルームを有し、各種スポーツ団体をはじめ、多くの市民に親しまれ利用されている施設である。

（1）国府台地区および国府台公園の変遷

年、年代	できごと
先土器時代	人が居住し始めた
律令時代～近世	国府台に下総国府が置かれる。国府台公園付近は、奈良・平安時代から中世（1200 年～700 年前）にかけて、下総国の中心地であったと推測されている。
戦国時代	文明 11 年(1479 年)：太田道灌が国府台に砦を築いたとされる。 天文 7 年(1538 年)・永禄 7 年(1564 年)：北条氏と里見氏が霸権を争った国府台合戦の舞台となった。
江戸時代	六所神社があり、「六所の森」とも呼ばれた。
明治 19 年(1886 年)	陸軍教導団が国府台に置かれ、国府台公園付近は練兵場となる。
第二次世界大戦後	戦後、軍施設跡地は大学・病院など、練兵場跡は運動施設として整備された。
昭和 25 年(1950 年)	野球場竣工
昭和 28 年(1953 年)	陸上競技場竣工
昭和 31 年(1956 年)	市川市 都市計画 運動公園 6・4・1 国府台公園として都市計画決定
昭和 48 年(1973 年)	市民体育館竣工
平成 18 年度 (2006 年度)	市川市スポーツ振興基本計画の策定
平成 26 年度 (2014 年度)	・北東部スポーツタウン基本構想の策定 ・北市川運動公園の整備構想が示される。あわせて、国府台公園の再整備に向けた検討の必要性が示される。
平成 28 年度 (2016 年度)	・市川市スポーツ振興基本計画見直し 基本目標として「スポーツをする空間・場所の確保、充実」が示される。
平成 29 年度 (2017 年度)	・都市公園法 市川市都市公園条例の改正 ・北側隣接地の交換の合意など国府台公園の再整備を推進する環境が整った。

(2) 国府台公園の概況

公園名称	国府台公園（スポーツセンター）
都市計画	市川市 都市計画 運動公園 6・4・1 国府台公園 当初決定：昭和 31 年（1956 年） 計画決定面積：7.3ha 供用面積：7.3ha
所在地	市川市国府台 1 丁目 6-4
施設利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで（月曜日と祝日の翌日は午後 5 時まで）
閉場日	毎月最終月曜日（祝日の場合は、前週の月曜日）、年末年始
施設概要	<p>【陸上競技場】（S28 竣工）直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トラック、観客席 1,300 席、夜間照明（日本陸上連盟 4 種公認）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。</p> <p>【野球場】（S25 竣工）野球場 1 面、スコアボード（電子式）、観客席あり 1 月から 3 月までの期間は、芝生養生期間のため使用不可。 (現在は夜間照明設備なし)</p> <p>【テニスコート】 ハードコート 3 面（休場中）</p>
市民体育館（S48 竣工）	<p>【第一体育館】 ハンドボールコート 1 面（もしくはバスケットコート 2 面、バレーボールコート 4 面、バドミントンコート 8 面、卓球 26 台）、観客席 1,068 席、放送設備、冷暖房設備</p> <p>【第二体育館】 バスケットコート 1 面（もしくはバレー ボールコート 1 面、バドミントンコート 3 面、卓球 12 台）、冷暖房設備</p> <p>【柔道場】柔道場 置敷き（357 平方メートル）、冷暖房設備</p> <p>【剣道場】剣道場 板張り（357 平方メートル）、冷暖房設備</p> <p>【トレーニング室】（フリーウエイト、筋力トレーニングマシン、エアロバイク等）</p>

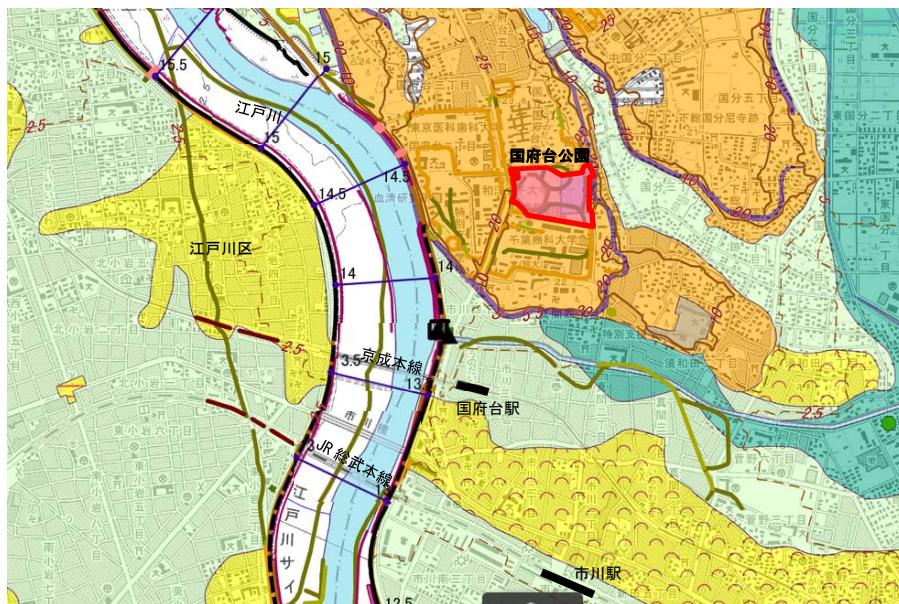


図 地形分類図 出典：国土地理院ウェブサイト http://www.gsi.go.jp/bousaichiri/fc_index.html)

2. 課題と計画策定の背景

野球場は昭和 25 年、陸上競技場は同 28 年、体育館は同 48 年の竣工であり、これまで必要に応じた改修工事は実施しているものの、経年劣化対策や機能性向上が必要であるほか、園内通路や広場といった都市公園としての自由空間、緑地空間の不足等の課題が残されている。

なお、かねて指摘されていた駐車場不足については、北市川運動公園（テニスコート 12 面）を整備したことにより、機能移転となったテニスコートを駐車場として整備することで一定の解消を図った。

このような状況において、平成 29 年度の都市公園法改正により、これまで厳しく規制されていた公園内に設ける運動施設の割合が緩和できたこと、併せて千葉商科大学との土地交換により敷地面積の拡大とともに形状整理が可能となったことから、この度、公園全体の再整備を計画するに至ったものである。

3. 本計画の位置づけ

本計画は、「市川市スポーツ振興基本計画」に定める基本施策の実施計画となるものであり、国府台公園の再整備に関して、基本的な考え方を示したものである。

4. 計画の視点・方針

公園やスポーツセンターを長期間閉鎖しないこと、これまでの改修実績を活かすことを前提に、市民のスポーツや憩い、交流の拠点となる公園づくりを目的として、以下の点を基本方針とする。

- ・野球場、陸上競技場、体育館、北側児童公園の位置を変更しない
- ・整備済みの駐車場を活用する
- ・北側、南側の園内通路は、従来どおり一般解放し、車両通行可とする
- ・園内の歩車分離を図る
- ・都市公園としての機能（緑地、休憩、散策等）向上を図る
- ・各スポーツ施設の機能（設備、バリアフリー等）向上を図る
- ・当地の歴史や緑の景観を次世代に継承する
- ・災害時の避難機能に配慮する
- ・整備工事は、劣化状況及び利用計画を踏まえ、段階的に実施する

5. 現況図・写真



6. ゾーニング

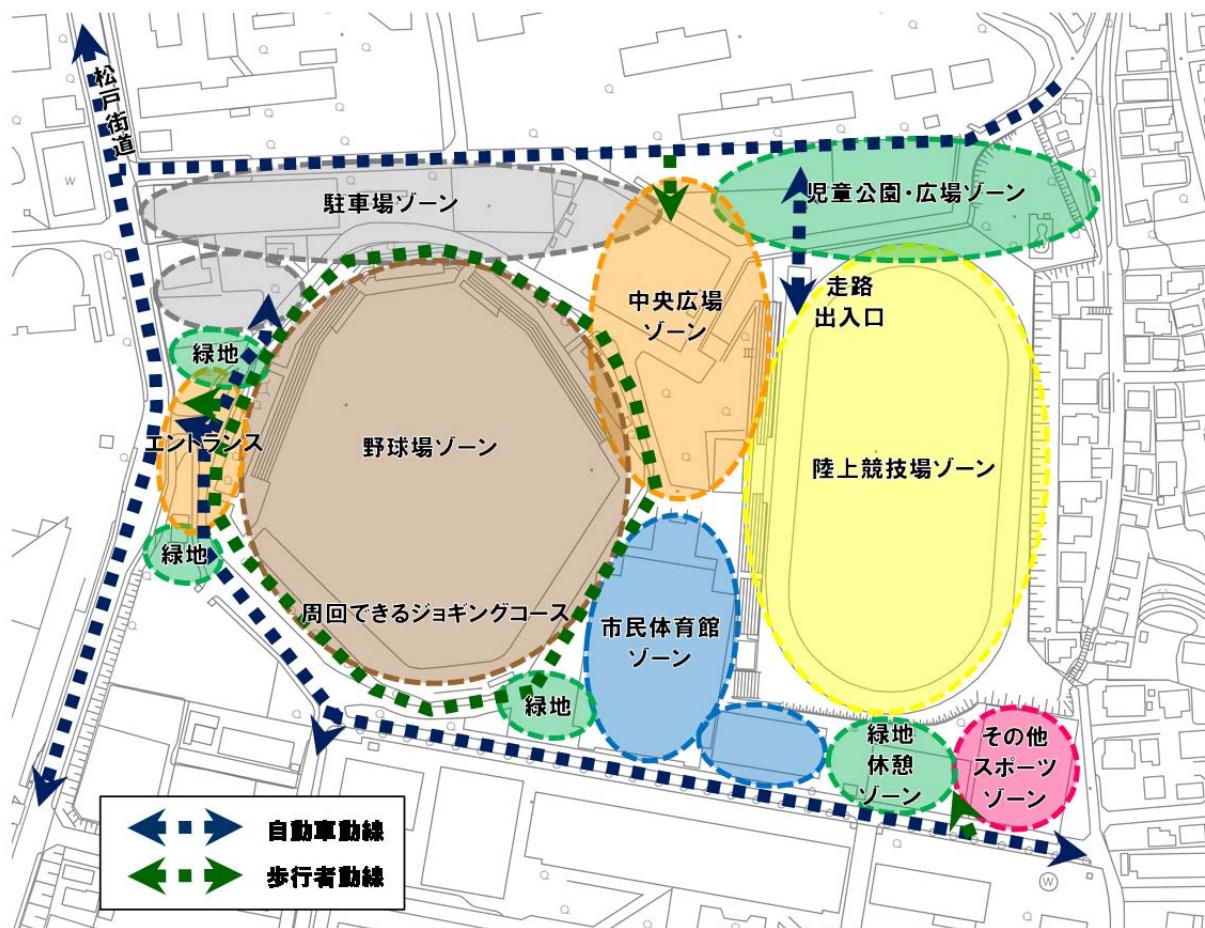
施設規模・配置・水準の検討等を踏まえ、以下の8区分のゾーンを配置する。

(1)運動施設を配置するゾーン

- ①野球場ゾーン ②陸上競技場ゾーン ③市民体育館ゾーン ④その他スポーツゾーン

(2)公園機能を配置するゾーン

- ⑤緑地・休憩ゾーン ⑥中央広場ゾーン ⑦児童公園・広場ゾーン ⑧駐車場ゾーン



7. 再整備基本計画（案）

7.1 再整備計画図



■野球場

- 既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設などの整備を行う。
- 野球場の周りに、周回できるジョギング／ウォーキングコースの整備を行う。

■陸上競技場

- 既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。
- 管理棟・バックスタンドは、事務所、スタンド下部本部席への接続に配慮し、改修整備を行う。
- 走路出入口は、現在の位置を変更し、北側園路に直接接続する。なお、管理用車両や緊急車両が進入できるようにする。

■市民体育館

- 現在の建物を基本として、長寿命化のための施設改修等とあわせ、バリアフリー化や防災機能の充実等、将来的な機能見直しの検討を行う。

■テニスコート

- 近隣住民の利用を考慮して、南東部の2面を改修する。
砂入り人工芝のコートとする。

■緑地・休憩施設

- 可能な箇所はできるだけ緑地とし、パーゴラやベンチなど、休憩機能の充実を図る。

■中央広場

- 運動施設に囲まれた公園中心部を中央広場と位置づけ、既存の樹木等を生かしながら、印象的なオープンスペースの形成を図る。
- 市民体育館、野球場、陸上競技場へアクセス動線や自動車の乗降機能にも配慮しながら、ゆとりある空間とする。

■児童公園・広場

- 運動施設とはせずに、公園利用者の散策、休憩あるいは軽い運動等のための空間として整備する。
- 北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

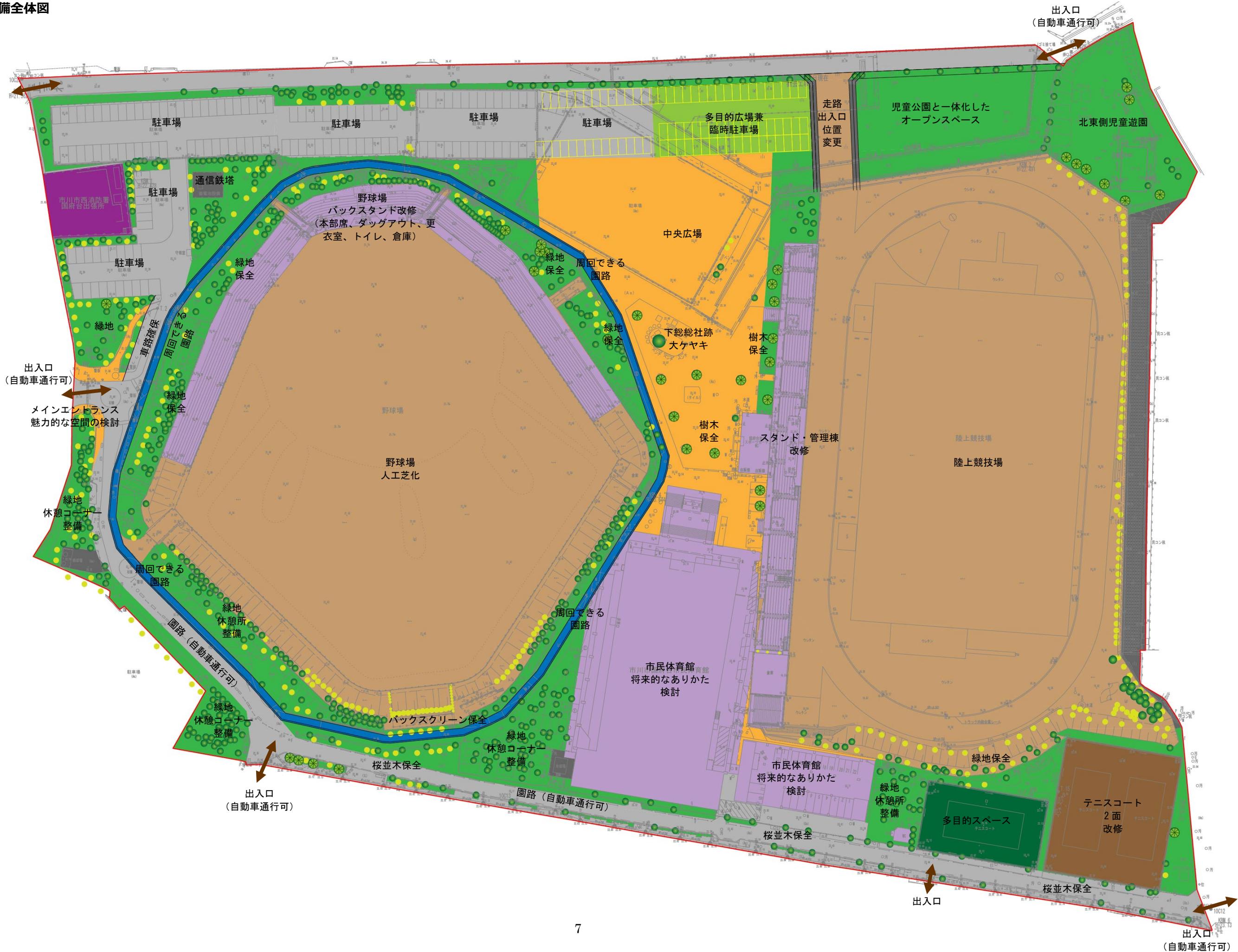
■駐車場

- 既存の常設駐車場（135台）は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、大会開催時は相当数となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、多目的広場兼臨時駐車場を整備する。

■新規機能の導入

- カフェ等の憩いの空間を新規機能として整備する。

7.2 再整備全体図



7.3 ゾーン別再整備計画

(1) 野球場ゾーン

■整備方針

- 既存施設を基本とし、老朽化したバックスタンドを改修、あわせてスタンド内に更衣室・トイレ等の新規導入の検討、冬季でも利用できるよう人工芝化、夜間照明施設などの整備を行う。
- 野球場の周りに、周回できるジョギング／ウォーキングコースの整備を行う。

■整備内容

- 野球場 1 面、スコアボード（電子式）、観客席、人工芝、夜間照明設備、
バックスタンド（本部席、ダッグアウト、更衣室、トイレ、倉庫）、バリアフリー化を図る

■整備イメージ



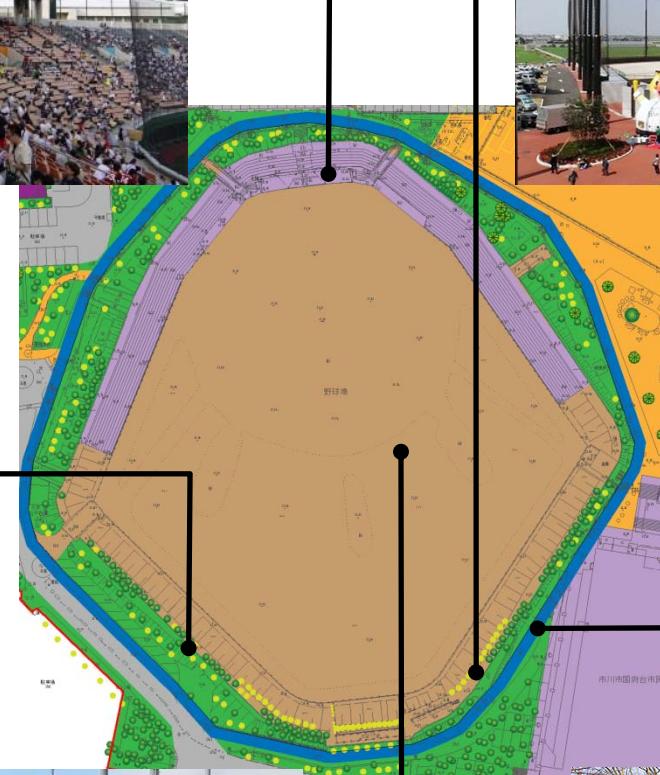
バックスタンド改修 イメージ



防球ネット イメージ



夜間照明施設 イメージ



野球場の人工芝化 イメージ



周回園路 イメージ

(2) 陸上競技場ゾーン

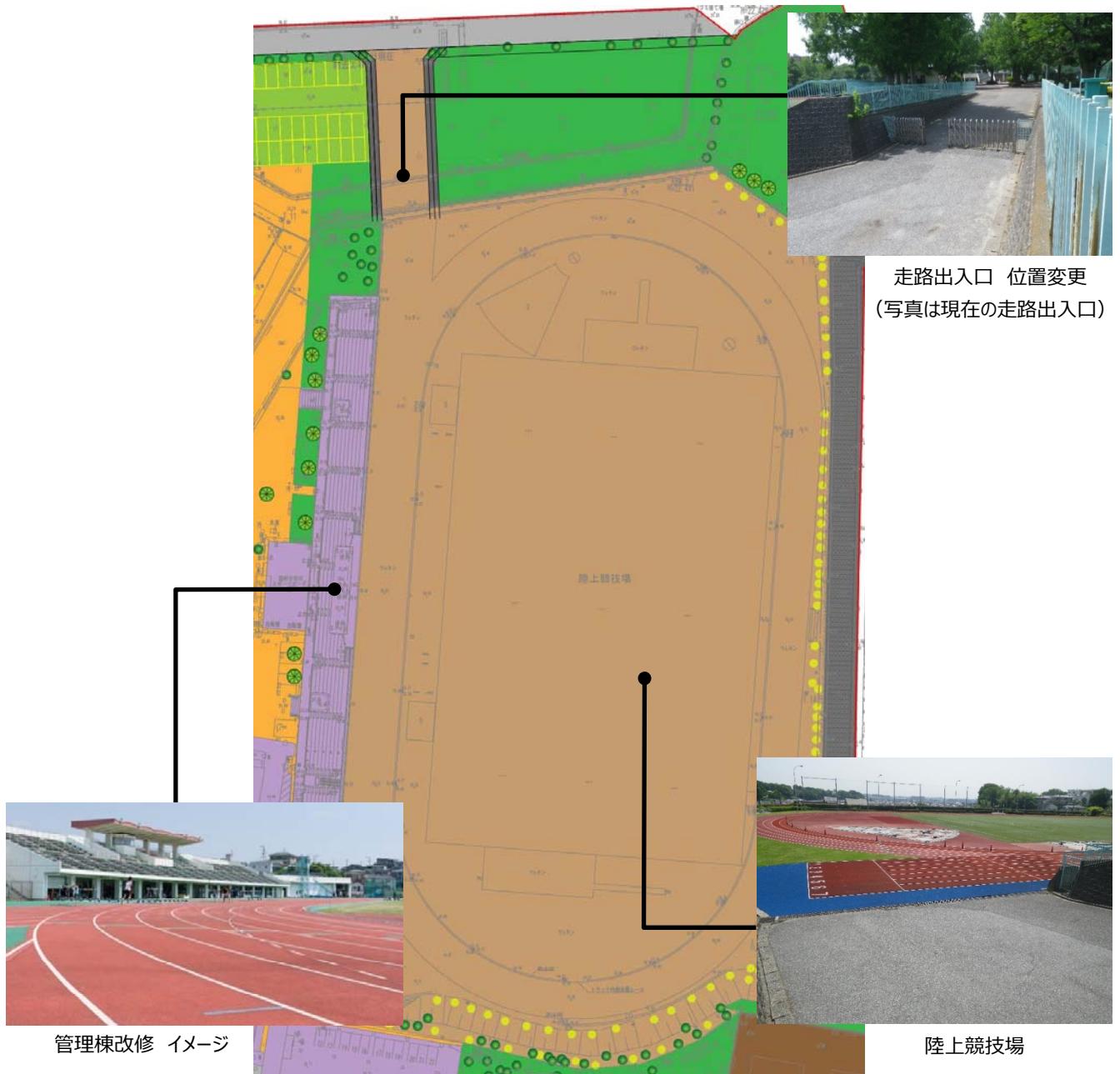
■整備方針

- 既存施設を基本とし、老朽化した管理棟、スタンド、照明設備を改修する。バリアフリー化を図るものとし、管理用車両や緊急車両が進入可能な車路を設ける。
- 管理棟・バックスタンドは、事務所、スタンド下部本部席への接続に配慮し、改修整備を行う。
- 走路出入口は、現在の位置を変更し、北側園路に直接接続する。なお、管理用車両や緊急車両が進入できるようにする。

■整備内容

直線 7 レーン、曲線 6 コース 1 周 400m トランク（日本陸上連盟 4 種公認の維持）、観客席 1,300 席、夜間照明、管理棟（事務所、スタンド下部本部席へ接続）、幅跳び、砲丸投げ、トラック競技等でも使用可。サッカー、ラグビーも可

■整備イメージ



(3) 市民体育館ゾーン

■整備方針

- ・現在の建物を基本として、長寿命化のための施設改修等とあわせ、バリアフリー化や防災機能の充実等、将来的な機能見直しの検討を行う。

■整備内容

基本構想として、将来的なあり方を検討する。

■整備イメージ



第一体育館



第二体育館



緑地および休憩所 イメージ

(4) その他スポーツゾーン

■整備方針

- ・近隣住民の利用を考慮して、南東部の2面を改修する。砂入り人工芝のコートとする。

■整備内容

- ・テニスコート（砂入り人工芝）2面を整備する
- ・軽い運動やウォーミングアップ、フットサル、グラウンドゴルフなど、様々な活用ができる多目的スペースを整備する。

■整備イメージ



多目的スペース イメージ



人工芝のテニスコート イメージ

(5) 緑地・休憩ゾーン

■整備方針

- ・可能な箇所はできるだけ緑地とし、パーゴラやベンチなど、休憩機能の充実を図る。
- ・北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

■整備内容

- ・公園に訪れた方の交流・憩いの場となる機能を整備する
- ・芝生や植栽を充実させる
- ・公園南側の桜並木は計画的に補植する

■整備イメージ

(緑丸が緑地・休憩機能の充実を図る箇所)



北東側児童公園
(写真は現在の状況)



(6) 中央広場ゾーン

■整備方針

- ・運動施設に囲まれた公園の中心部を中央広場と位置づけ、既存の樹木等を生かしながら、印象的なオープンスペースの形成を図る
- ・市民体育館、野球場、陸上競技場へアクセス動線や自動車の乗降機能にも配慮しながら、ゆとりある空間とする。

■整備内容

- ・中央広場として、イベントの活用や交流・憩いの場となるオープンスペースを整備する
- ・臨時駐車場として利用できる多目的広場を整備する
- ・各施設へアクセスする園路を整備する

■整備イメージ



(7) 児童公園・広場ゾーン

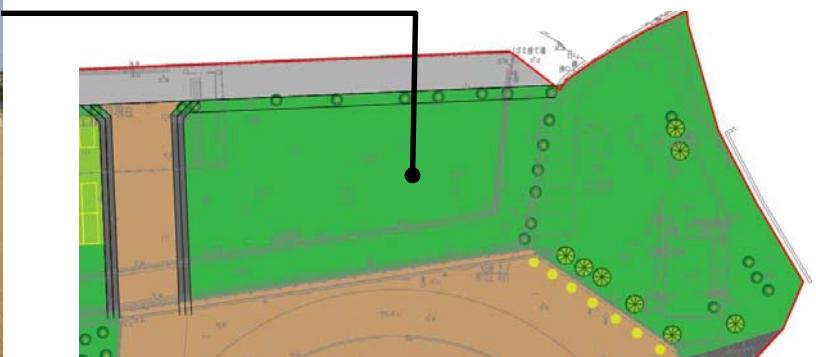
■整備方針

- ・運動施設とはせずに、公園利用者の散策、休憩あるいは軽い運動等のための空間として整備する。
- ・北東側児童公園は、現在の機能を継続する。

■整備内容

- ・子どもの遊びスペースなど、様々な用途で活用できるオープンスペース（多目的広場）を整備する。
- ・北東側児童公園とつながりを持った空間として整備する

■整備イメージ



オープンスペース イメージ

(8) 駐車場ゾーン

■整備方針

- ・既存の常設駐車場（135台）は、継続して常設駐車場として用いる。公園規模から想定される必要駐車台数は、大会開催時等は相当数となっており、現状の常設駐車場のみでは不足する。このため、多目的広場兼用の臨時駐車場を整備する。

■整備内容

- ・既存の駐車場を活用する

■整備イメージ



駐車場（写真は現在の駐車場）



バス臨時駐車場 イメージ